

## 平成20年4月から 国民健康保険の制度が変わります

急速な少子高齢化の進展の中でも、皆さんの安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため次のような見直しが行われます。ご理解とご協力をお願いします。

### 義務教育就学前の子どもと70歳～74歳（現役並み所得者（1）以外）の人の自己負担割合が2割になります

平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
3歳未満 ..... 2割	義務教育就学前 ..... 2割
70歳～74歳（現役並み所得者以外）... 1割	70歳～74歳（現役並み所得者以外）... 2割

### 70歳～74歳（一般（2））の人の自己負担限度額が引き上げられます

自己負担額が高額となった場合には高額療養費が支給されていますが、自己負担割合の変更に伴い次のようになります。

平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
外来（個人ごと） 12,000円	外来（個人ごと） 24,600円
外来+入院（世帯単位） 44,400円	外来+入院（世帯単位） 62,100円
	（ただし、この限度額にかかる高額療養費の支給が、過去12カ月以内で4回目以降となる場合は44,400円）

1「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得が145万円以上の国保被保険者（70歳以上か老人保健で医療を受ける人に限る）がいる人。

2「一般」とは、上記「現役並み所得者」以外の人で、世帯主および国保被保険者に住民税が課せられている人がいる世帯に属する人。

### 医療保険と介護保険の自己負担限度額合算制度が始まります

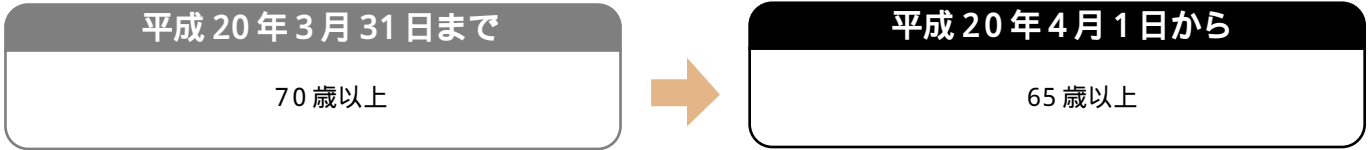
同一世帯であっても、医療保険と介護保険で自己負担額が高額となった場合、これまでは別々に計算し支給されていましたが、新たに、両方合算での年間の自己負担額を設定し、それを超えたものが支給されることとなります。

平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
医療保険による自己負担限度額と介護保険による自己負担限度額とは、別々に設定され、それぞれで支給。	同一世帯であれば、医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後に、年間の自己負担限度額を超えたものがあれば療養費として支給されます。年間の負担限度額は56万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分に応じて細かく設定されます。



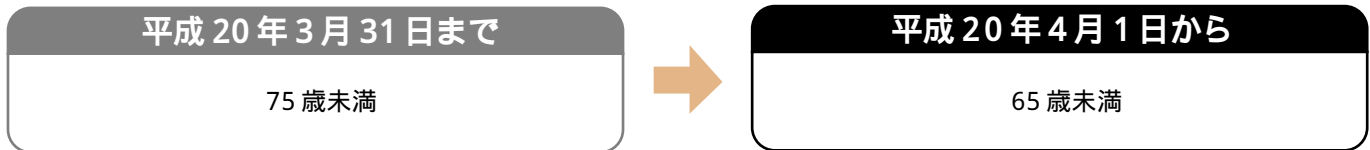
療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

療養病床に入院する70歳以上の人は原則、食費・居住費を自己負担していますが、その年齢が5歳引き下げられ65歳以上の人が対象となります。



退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

長年勤めていた会社などを退職して国保に加入する場合、厚生年金などを受給できる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度が適用となりますが、その年齢が10歳引き下げられ65歳未満の人が対象となります。



今まで実施していた『**基本健康診査**』が  
平成20年4月から『**特定健康診査・特定保健指導**』に変わります

40歳からのメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣に起因する肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病等の有病者・予備軍を減少させることがねらいです。年齢により受診する内容が異なります。

